

林業・木材産業改善資金の基本的事項
(令和6年度末現在)

1 基金の名称

林業・木材産業改善資金

2 造成額

区 分	造成額
貸付勘定	454,884,114円
業務勘定	9,924,318円
計	464,808,432円

うち国費相当額294,823,303円

3 貸付残高

274,926,000円

4 基金事業の概要

林業・木材産業改善資金は、林業従事者、木材産業従事者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に必要な資金を融通する制度です。

(1) 資金使途

林業・木材産業に関する機械や設備の導入、造林・間伐などの森林整備や素材生産、立木、素材（丸太）、製材品などの購入など

(2) 貸付対象者

- ア 林業従事者
- イ 木材産業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）を営む者
- ウ これらの者の組織する団体等

(3) 貸付限度額

- ア 林業従事者
 - ・ 個人 1,500万円
 - ・ 会社 3,000万円
 - ・ 団体 5,000万円
- イ 木材産業者 1億円

(4) 償還期間

10年以内（うち据置期間3年以内）

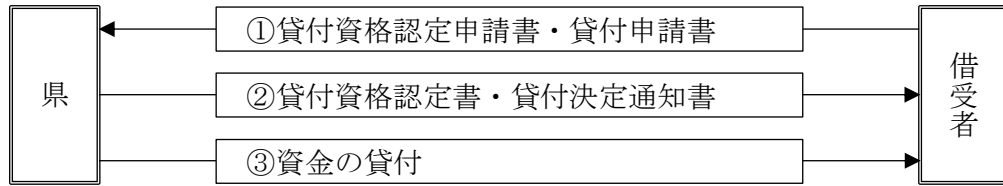
（注1）林業経営改善計画等、一定の計画の認定者には、償還期間の特例措置があります。

（注2）東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者が貸付を受ける場合は、償還期間及び据置期間の上限がそれぞれ3年延長されます（令和8年3月31日まで）。

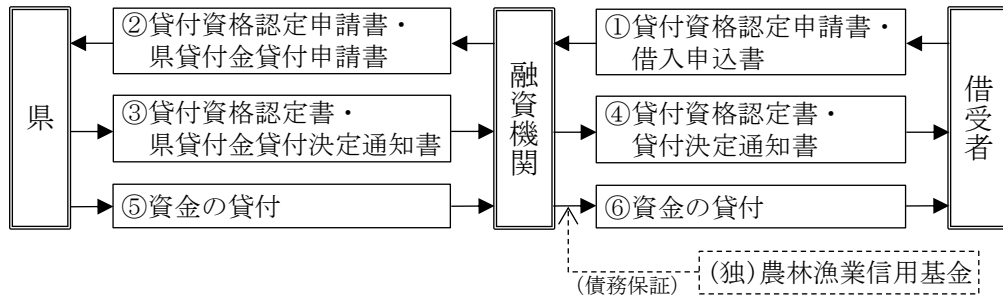
5 基金事業の申請方法

(1) 申請の流れ

ア 県からの貸付け（直貸方式）



イ 融資機関からの貸付け（転貸方式）



(2) 申請に当たっての留意事項

- ・ 事業の着工は、本資金の貸付けを受けた後でなければできません（やむを得ない場合は、県から貸付決定通知を受けた後）。
- ・ 機械・施設等の購入の際、実際に支払う費用が貸付けの対象金額となります。
購入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象になります。
- ・ 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を県に無断で処分することはできません。
- ・ 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

(3) 取扱融資機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、花巻信用金庫

(4) 問い合わせ先

広域振興局林務担当部、農林振興センター、林務室、林務出張所、森林組合、岩手県森林組合連合会、岩手県木材産業協同組合、岩手県森林整備協同組合

6 基金事業の申請期限

区 分	申請期限	貸付日	備 考
第 1 回	4 月 25 日	6 月 10 日	災害等による森林の整備又は機械若しくは施設等の購入に係る資金であって、広域振興局長が特に必要と認めるときは、この限りではありません。
第 2 回	6 月 25 日	8 月 10 日	
第 3 回	8 月 25 日	10 月 10 日	
第 4 回	11 月 25 日	1 月 10 日	